

大分市子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーの方等がいる家庭をヘルパーが訪問して、家事・育児を支援します。

《支援内容》

- ・家事支援(食事の準備・片付け、洗濯、掃除、生活必需品の購入、産前産後のお世話 など)
- ・育児支援(育児のサポート、保育所等への送迎(原則徒歩。利用者が交通費を負担すればタクシー等での移動可) など)

《利用できる方》

大分市に居住する、家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭(原則 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子どもがいるご家庭が対象)や妊婦さんのいる家庭で、訪問支援が必要なご家庭

(例)・ヤングケアラーがいるご家庭

- ・保護者または児童に疾病や障害があるご家庭
- ・身近に支援者がいないご家庭 など

※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。



《利用者負担額》

世帯の区分に応じて、利用者負担額が異なります。

世帯区分	1 時間あたり
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0 円
市民税均等割課税世帯 (市民税所得割額が税額 77,101 円未満の世帯に限る。)	600 円
その他世帯	1,500 円

利用者負担額のお支払いに、おいた子育てほっとクーポンが利用できる場合がありますので、利用申請時にお申し出ください。

●派遣ルール(原則)

- ・3 カ月以内で 12 回まで
- ・週 1 回、1 日当たり 1 回、2 時間以内
- ・年末年始(12/29~1/3)を除く、8:30~18:00

《利用方法》

① 子ども家庭支援センターへ電話をする

担当者が詳細聞き取りまたは面談をする場合は面談の日程を調整します。その中でご家庭の状況を確認します。支援内容(期間や回数、日程等)について一緒に相談しながら検討します。

② 利用申請書を提出する

利用を希望される場合、大分市に利用申請書を提出していただきます。

③ 利用の決定を受ける

大分市で審査を行い、利用について決定します。利用が決定したら決定通知書をお送りします。

④ 訪問支援を受ける

ヘルパーがご自宅に訪問して支援を行います。初回は子ども家庭支援センター職員も同行します。支援終了後、利用者負担額をお支払いください(支払い方法は事業者ごとに異なります。)

利用申請書は
こちらから ▶
(大分市子育て
支援サイト naana)



利用申請先・お問い合わせ

- 中央子ども家庭支援センター(〒870-0045 城崎町 2 丁目 3-4)TEL:097-537-5688(8:30~18:00)
- 東部子ども家庭支援センター(〒870-0103 東鶴崎 1 丁目 2-3)TEL:097-527-2140(8:30~17:15)
- 西部子ども家庭支援センター(〒870-1155 大字玉沢 743-2)TEL:097-541-1440(8:30~17:15)